

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【公開番号】特開2016-193607(P2016-193607A)

【公開日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-064

【出願番号】特願2016-81724(P2016-81724)

【国際特許分類】

B 3 2 B	1/06	(2006.01)
C 0 8 J	5/00	(2006.01)
B 2 9 C	47/04	(2006.01)
B 3 2 B	27/32	(2006.01)
B 3 2 B	27/34	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	1/06	
C 0 8 J	5/00	C E R
C 0 8 J	5/00	C E Z
B 2 9 C	47/04	
B 3 2 B	27/32	Z
B 3 2 B	27/34	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年6月21日(2017.6.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の端部および第2の端部を有するフィルムまたはフォームであって、前記フィルムまたはフォームが、

(a) 熱可塑性材料を含むマトリックスであって、該熱可塑性材料がポリオレフィン、ポリアミド、ポリ塩化ビニリデン、ポリフッ化ビニリデン、ポリウレタン、ポリカーボネート、ポリスチレン、ポリエチレンビニルアルコール(PVOH)、ポリ塩化ビニル、ポリ乳酸(PLA)、およびポリエチレンテレフタレートからなる群より選択されるマトリックスと、

(b) 前記フィルムまたはフォームの第1の端部から第2の端部まで、前記マトリックス中に平行に配置された複数のチャネルであって、お互いに少なくとも1μm離間しており、それぞれが、少なくとも1μmの範囲の直径を有する、複数のチャネルと、

(c) 前記複数のチャネル中に配置された、ポリアクリルアミドコポリマー、エチレン無水マレイン酸コポリマー、架橋カルボキシメチルセルロース、ポリビニルアルコールコポリマー、架橋ポリエチレンオキシド、ポリアクリロニトリルのデンブングラフト化コポリマー、およびポリアクリル酸ナトリウム塩から成る群から選択される1種または複数種のポリマーを含有する少なくとも1種または複数種の機能性充填材材料と

を含み、前記フィルムまたはフォームが、2μmから2000μmまでの範囲の厚さを有し、前記フィルムまたはフォームの厚さとチャネルの直径の比が2:1から400:1の範囲である、フィルムまたはフォーム。

【請求項2】

前記複数のチャネルが、円形、長方形、橢円形、星形、ひし形、三角形、正方形、およびそれらの組み合わせからなる群より選択される断面形状を有する、請求項1に記載のフィルムまたはフォーム。

【請求項3】

請求項1に記載のフィルムまたはフォームを備える多層構造体。

【請求項4】

請求項1に記載のフィルムまたはフォームを備える物品。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0038

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0038】

一実施形態において、機能性充填材材料は、1種または複数種の超吸収性ポリマーを含む。そのような超吸収性ポリマーは、一般的に知られており、そのようなポリマーとしては、これらに限定されるわけではないが、ポリアクリルアミドコポリマー、エチレン無水マレイン酸コポリマー、架橋カルボキシメチルセルロース、ポリビニルアルコールコポリマー、架橋ポリエチレンオキシド、およびポリアクリロニトリルのデンプングラフト化コポリマーが挙げられる。一実施形態において、超吸収性ポリマーは、水酸化ナトリウムとブレンドされたアクリル酸を開始剤の存在下において重合させてポリアクリル酸ナトリウム塩（ポリアクリル酸ナトリウムと呼ばれることがある）を形成することによって製造されるポリマーを含む。そのような超吸収性ポリマーは、任意の方法により、例えば、懸濁重合または溶液重合などにより、製造することができる。